

令和2年度藤岡市子ども・子育て支援事業計画に係る進捗状況一覧

資料2

2 教育・保育

No.	項目	事業内容	令和2年度			令和3年度	担当課
			目的・目標	実績・成果	課題	今後の取組方針	
2-①	幼稚園・認定こども園 (1号認定、3～5歳児)	幼稚園、認定こども園において幼児教育の提供を実施します。	幼稚園、認定こども園（1号認定）へ入園希望の児童に対し、保護者が安心して預けられるよう、的確な認定業務等を実施します。	◆1号定員数◆ 認可施設 300人 私学助成幼稚園 80人 ◆1号認定者数◆ 認可施設 257人 私学助成幼稚園 20人 (令和3年3月時点)	「幼児教育・保育の無償化が始まり、無償になる対象の幅が拡大したことによって需要が増えたが、待機児童はいない。	的確な認定業務等を迅速に行い、今後も継続して取り組んでいく。	子ども課 児童福祉係
2-②	保育園など (2号認定、3～5歳児)	保育所、認定こども園、認可外保育施設において保育の提供を実施します。	保育所、認定こども園、認可外保育施設へ入園希望の3～5歳の児童に対し、保護者が安心して預けられるよう、的確な認定業務等を実施します。	◆2号定員数◆ 公立施設 61人 私立施設 1,145人 認可外保育施設 23人 ◆2号認定者数◆ 公立施設 43人 私立施設 1,000人 認可外保育施設 2人 (令和3年3月時点)	「幼児教育・保育の無償化が始まり、無償になる対象の幅が広がったことによって需要が増えたが、待機児童はいない。	的確な認定業務等を迅速に行い、今後も継続して取り組んでいく。	
2-③	保育園など (3号認定、0～2歳児)	保育所、認定こども園、認可外保育施設等において保育の提供を実施します。	保育所、認定こども園、認可外保育施設へ入園希望の0～2歳の児童に対し、保護者が安心して預けられるよう、的確な認定業務等を実施します。	◆3号定員数◆ 公立施設 19人 私立施設 743人 認可外保育施設 58人 ◆3号認定者数◆ 公立施設 20人 私立施設 707人 認可外保育施設 0人 (令和3年3月時点)	未満児は3～5歳児と比較して保育士加配数が多いため、各施設で受け入れられる人数が限られている。入園希望時期によっては、保育士数や定員の都合で希望園に入園できない場合、入所できるまで育児休業を延長することがある。	的確な認定業務等を迅速に行い、今後も継続して取り組んでいく。	

3 地域子ども・子育て支援事業

No.	項目	事業内容	令和2年度			令和3年度	担当課
			目的・目標	実績・成果	課題	今後の取組方針	
3-(1)	利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、特定教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。	子育て世代包括センター（母子保健型）の周知を進めるとともに、妊娠期～子育て期まで切れ目ない支援を行っていく。	実施箇所 1か所 関係機関との連携を図り、継続支援が必要な妊婦に対し、妊娠期から子育て期の支援を実施 (妊婦支援計画書など作成)	若年夫婦やDV被害を受けている妊婦など、妊娠期から支援を必要とするケースの増加がみられる。	子育て世代包括支援センターがさらに効率的に活動できるよう関係機関との連携をしながら、支援を行っていく。	子ども課 母子保健係
3-(2)	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。	支援センターを身近に利用できるよう、子育て相談、サークル活動に対する支援や情報提供など、地域の子育て親子の育児支援を行う。	事業所数 14か所 延べ利用者数 14,156人 新型コロナウイルス感染予防対策を講じながら、子育て親子の交流や育児支援を実施	・利用人数に対する規定がないので、施設によって利用人数に偏りがある。また、規定がある部分に関しても、なし崩しになっている面が見受けられる。 ・新型コロナウイルス感染症予防対策を講じた事業の実施が必要ある。	・ガイドラインなどの規定や説明会を開催し、事業者との意思疎通を図る。 ・新型コロナウイルス感染症予防対策として、引き続き消毒（手指、おもちゃ等）や検温、マスク着用、人数制限、換気等を徹底して行う。	
3-(3)	妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。	妊婦の健康管理の充実、経済的負担の軽減を図るため、健診に必要な経費を交付することにより、安心して妊娠～出産ができる体制を確保する。	妊婦健診受診票支給数 334件 妊婦健診受診票利用率 91.6% 妊婦個別歯科健診受診者数 112人 妊婦個別歯科健診利用率 33.5%	妊娠届出週数が遅く、受診券交付が遅れてしまい、受診券を使った健診受診が遅れてしまったり、受診の機会を逃してしまう妊婦がいる。	早期の妊娠届出を推奨し、健診の必要性を伝えていく。妊婦歯科健診の受診率の向上を図るため、妊娠中の訪問児等に再度受診勧奨していく。	
3-(4)	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、早期から子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、今後の育児支援に繋げていく。	訪問対象者数 346人 訪問実施数 305件 実施率 88.1% (訪問目安：産後1か月)	健康推進員の訪問では、対象者との連絡がとれなかったり、都合が悪かったりして訪問できないケースがあった。特に支援が必要な母子については、頻回の訪問が必要となる。	・今後も継続して、妊娠届出時の情報から、特に支援が必要な母子を把握し、早期の訪問につなげ、必要時関係機関とも連携を図りながら支援していく。 ・健康推進員の訪問についても妊娠届出時に対象者に案内を続けていく。	

No.	項目	事業内容	令和2年度			令和3年度	担当課
			目的・目標	実績・成果	課題	今後の取組方針	
3-(5)-1	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。	支援の必要なケースの把握に努めるとともに、育児不安の解消や適切な養育環境が維持改善できるよう個別支援の充実を図る。	訪問数 142件	妊娠届出の情報から支援が必要な妊婦（特定妊婦）には、精神疾患や経済的な問題等複雑な場合があり、関係機関との連携や頻回の訪問等が必要と思われる事例がみられる。	妊娠届出の情報から支援が必要な妊婦（特定妊婦）等には、今後も早期から関わりを持ち、関係機関と連携を図りながら支援を行っていく。	子ども課 母子 保健係
3-(5)-2	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組みを実施する事業です。	虐待・ネグレクト等の深刻なケースが増加してくると思われるので、関係機関と連携をとり、支援を図れるように取り組んでいく。	対応者数 116人 <内訳> 保護者疾患・虐待あり 7人 生活困窮 7人 虐待 95人 DV 7人 ----- 要保護児童対策地域協議会 名簿掲載児童 164名	貧困や保護者の養育能力の低さなど、家庭への支援が必要な問題が増加し、対応が難しいケースがある。	虐待・ネグレクト等の課題を抱える児童や保護者への対応に関して、関係機関への情報提供、連携しての支援を図る。	
3-(6)	子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業【短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)】です。	令和3年度実施予定			児童を養育している家庭の保護者が、疾病や仕事等の社会的な事由等によって、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に活用していく。	子ども課 子ども 家庭 支援係
3-(7)	ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。	提供会員の会員数増加を目指す。	◆会員数◆ 依頼 109人 提供 36人 両方 8人 ◆活動件数◆ 子育て援助 71人 病児・緊急 0人 就学後 159人 ----- 延べ預かり人数 222人 活動時間 301時間	援助を行う提供会員の登録者は減少してしまったため、会員数増加に努める必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・会員数の把握のため、活動をしていない会員（提供・依頼・両方）への継続意思確認を継続しつつ、会員数の増加を目指す。 ・健康推進員の研修会等の機会に、健康推進員自身の子育ての経験を生かして、提供会員への登録をお願いしていく。 	

No.	項目	事業内容	令和2年度			令和3年度	担当課
			目的・目標	実績・成果	課題	今後の取組方針	
3-(8)-1	一時預かり事業 【幼稚園における在園時を対象とした一時預かり(預かり保育)】	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。	認定こども園や幼稚園で教育を受ける子どもが、家庭において一時的に保育が困難となった際、一時預かりを実施する施設に補助を行うことで、施設における運営を支援し、保護者ニーズに対応した保育環境の充実に図った。	実施施設数 12園 延べ利用者数 25,148人	原則としては、一時的に保育が困難となった際に利用する事業なので、母親の就労などを理由に常態的に預かり保育を利用する場合は、保育認定にも移行できる旨を再度周知していく必要がある。	今後も継続して保護者のニーズに対応できるよう、一時預かりを実施する施設で保育環境の充実に図っていく。	子ども課 児童福祉係
3-(8)-2	一時預かり事業 【一時預かり事業(在園児対象型を除く)、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)】	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。	家庭において保育を受けることが一時的に困難な場合や、母のリフレッシュ時間として各施設が乳幼児を一時的に預かり、必要な保護を行うことを目的とする。	実施施設数 16園 ◆延べ利用者数◆ 一時預かり 515人 子育て援助活動支援事業 0人 子育て短期支援事業 0人	子育て短期支援事業(トワイライトステイ)は令和3年度からの新規事業のため、HPや広報誌などで周知していく必要がある。	今後も継続して保護者のニーズに対応していく。	
3-(9)	延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、保育所、認定こども園等の通常の利用時間以外において、保育を実施する事業です。	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間を超えて、保育を実施できるように環境整備を図る。	実施施設数 19園 延べ利用者数 3,815人	児童数の減少に加え、保護者のワークライフバランスの観点から、利用者数に減少傾向がみられる。	様々な業務形態があるなか、延長保育の利用ニーズに応えるため、今後も必要な保育を継続していく。	
3-(10)	放課後児童健全育成事業 (学童保育所)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を提供して、その健全な育成を図る事業です。	以前から委託している市内24か所の民設の放課後児童クラブと公設2か所(みどの学童クラブ→社会福祉協議会、藤岡中央児童館学童保育所→NPO法人ラポールの会)に運営を委託している。	事業所数 24か所 利用者数 845人 ----- ◆放課後児童クラブへの補助金◆ 実施箇所 23か所 補助額 32,008千円 ※新型コロナウイルス感染症において、感染予防物品の購入・配布や公立学校の休校等による午前中開所に係る業務対応分の補助額。	・少子化の一方で共働き家庭の増加により、利用希望者が増えているが、施設を選択しなければ、全児童が利用できている。 ・家賃補助、施設改修、繁忙期臨時職員等の負担金の拡充が必要。	利用希望者が増えているが、施設を選択しなければ、全児童が利用できているが、待機児童の解消のため、施設の拡充を進める。	子ども課 子ども家庭支援係
3-(11)	病児・病後児保育事業	病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。【病児保育事業は未実施】	児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な機関において、市が委託した園に付設された専用スペースで一時的に保育する。	実施施設数 1園 延べ利用者数 50人	病後児とは、病気の「回復期」である児童のため、保護者としても預けていいか判断に迷うところがある。	出生数が減少傾向にあるが、引き続き広報等でPRを行い、利用者を増やしていく。	子ども課 児童福祉係

4 母親や乳幼児等の健康確保、切れ目のない支援へ向けて

No.	項目	事業内容	令和2年度			令和3年度	担当課
			目的・目標	実績・成果	課題	今後の取組方針	
4-1	各種乳幼児健康診査	股関節検診、4か月児、1歳児、1歳6か月児、3歳児、5歳児を対象に乳幼児健康診査を実施します。また、健診時に児童の成長・発達等に関する相談に応じます。	各月齢や年齢に応じた運動機能・視聴覚障害・精神発達の遅滞等、障害を持った乳幼児を早期に発見し、適切な指導及び助言を行うとともに、生活習慣の自立・う歯（むし歯）予防・栄養・その他育児に関する指導を行い、乳幼児の健康保持増進を図る。 またその保護者に対し、育児や発達面の相談や指導を行う。	◆健診受診数◆ 股関節健診 289人 4か月児健診 294人 1歳児健診 341人 1歳6か月児健診 342人 3歳児健診 375人 5歳児健診 400人	感染症対策に留意しながら、決められた時間やスペースで来所者及びスタッフの安全を確保し、行うことが必要。	感染症対策に留意し、安全に健診を運営し、早期に支援の必要な児とその保護者に対し、継続的に支援を行う。	子ども課 母子 保健係
4-2	乳児家庭全戸訪問事業【再掲3-(4)】	保健師・助産師・健康推進員が妊産婦や新生児のいる家庭を訪問し、母子の育児支援を実施します。初産婦や低体重児・未熟児の家庭を重点的に訪問し、育児不安の解消に努めます。	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、早期から子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、今後の育児支援に繋げていく。	訪問対象者数 346人 訪問実施数 305件 実施率 88.1% (訪問目安：産後1か月)	健康推進員の訪問では、対象者との連絡がとれなかったり、都合が悪かったりして訪問できないケースがあった。特に支援が必要な母子については、頻回の訪問が必要となる。	<ul style="list-style-type: none"> 今後も継続して、妊娠届出時の情報から、特に支援が必要な母子を把握し、早期の訪問につなげ、必要時関係機関とも連携を図りながら支援していく。 健康推進員の訪問についても妊娠届出時に対象者に案内を続けていく。 	
4-3	育児相談事業	育児全般に関する相談を毎月実施します。定期的開催することにより、子どもの成長確認ができる場として育児に関する不安を解消していきます。	育児全般に関する相談を定期的開催し、子どもの成長を確認し、育児に関する不安を解消していく。	延べ相談利用数 125件 (新型コロナウイルス対策として、予約制で対応。毎月実施)	<ul style="list-style-type: none"> 育児不安が強い場合には、継続的に対応していく必要がある。 内容によってはその場で解決できないこともあり、別の時間帯での対応が求められることもある。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も密を避け、可能な限り円滑な対応ができるよう、予約制にて実施していく。 継続的に子どもの成長を見たり、育児不安の解消をしていけるよう対応を続けていく。 	
4-4	栄養相談事業	離乳食教室や1歳児健診、マタニティクラス等で、栄養士による指導・相談を実施します。年代に応じた指導内容とし、離乳食の調理実習や歯科衛生士による虫歯予防など幅広く活動します。	マタニティクラス・前期離乳食教室・後期離乳食教室等で栄養指導や相談対応を行い、妊娠期から乳幼児期の望ましい食事について伝えていく。	◆教室開講数◆ マタニティクラス 5回 前期離乳食教室 11回 後期離乳食教室 11回 ◆教室受講者数◆ マタニティクラス 23組 前期離乳食教室 119組 後期離乳食教室 50組 (新型コロナウイルス感染予防として試食を中止)	後期離乳食教室については試食が中止されていること、前期離乳食教室と内容が重なるところもあり、参加者数が少なくなっている。マタニティクラスも新型コロナウイルス感染防止対策で参加者数が減少した。	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度から前期離乳食教室と後期離乳食教室を「離乳食教室」としてまとめて行う。 マタニティクラスは廃止し、「ママサロン」に栄養指導を加えて実施する。 	

No.	項目	事業内容	令和2年度			令和3年度	担当課
			目的・目標	実績・成果	課題	今後の取組方針	
4-5	両親学級	両親へ妊娠・出産・育児をテーマとした教室を開催します。父親のマタニティ体験や妊娠中の保健、家族計画等幅広い分野をテーマとして開催し、虐待やDVのない明るい家庭が築ける基礎作りを目指します。	両親での沐浴体験や父親のマタニティ体験を通じて、母性・父性意識の向上、父親の育児への協力を促す。また、妊娠・出産に対する不安を解消できるよう妊娠中の支援を行う。	開催数 6回 参加者数 35組 (偶数月の土曜日に実施)	新型コロナウイルス感染防止で密とならないよう対策をとる必要があった。	今後も新型コロナウイルス感染症の状況をふまえ、実施できる場合には感染防止をしながら実施をしていく。	子ども課 母子 保健係
4-6	性や性感染症予防に関する正しい知識の普及	各学校の要請に応じて出前講座を実施します。命の大切さ出前講座では小学校低学年・高学年・中学校用の指導案を作成し、学校と連携しながら実施します。	生命の誕生に寄せる家族の思いに気づき、命の大切さについて考えさせる。命の尊さを学び、自分の体や人の体を大切にしようとする気持ちを持たせる。	講座開催数 6回 延べ参加者数 353人 (新型コロナウイルス感染症の影響で、申込のあった9校のうち6校のみ実施)	申し込みが3学期に集中しているため、コロナ禍の影響等で日程の変更をする場合、延期が難しい。	各学校と連携し、打ち合わせを行い、効果的な出前講座を実施する。	
4-7	歯科予防に関する正しい知識の普及	歯科健診等の事業と健康な歯をつくらう出前講座により、正しい知識を普及して、歯科予防の実行を向上させていただきます。	未就学児、小学生、中学生が年齢に応じた口腔ケアの必要性を学び、むし歯や歯周病を予防することができます。	講座開催数 5回 延べ参加者数 473人 (新型コロナウイルス感染症の影響で、申込のあった9校のうち4校のみ実施)	乳幼児に関しては、市の集団健診で歯科アンケートを実施しているが、小中学生に関しては把握ができていない。	令和3年度の歯の出前講座の際、焼酎が売生に対して「歯の健康に関するアンケート」を試験的に実施し、一部の実態について把握し、今後の指導内容を検討する。	
4-8	妊婦健康診査【再掲3-(3)】	母子手帳交付時に保健師・助産師が個別の保健指導を行うとともに、妊婦健康診査受診票を交付します。妊婦の健康管理の充実や経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制の確保をしていきます。	妊婦の健康管理の充実、経済的負担の軽減を図るため、健診に必要な経費を交付することにより、安心して妊娠～出産ができる体制を確保する。	妊婦健診受診票支給数 334件 妊婦健診受診票利用率 91.6% 妊婦個別歯科健診受診数 112人 妊婦個別歯科健診利用率 33.5%	妊娠届出週数が遅く、受診券交付が遅れてしまい、受診券を使った健診受診が遅れてしまったり、受診の機会を逃してしまう妊婦がいる。	早期の妊娠届出を推奨し、健診の必要性を伝えていく。妊婦歯科健診の受診率の向上を図るため、妊娠中の訪問児等に再度受診勧奨していく。	
4-9	産婦健康診査	産後の回復状況の確認や産後うつの早期発見のために行う産婦健康診査にかかる費用の一部を助成します。	産婦健康診査に係る費用の一部を助成し、産後の回復状況の確認や産後うつの早期発見をしていく。	受診券発行枚数枚 336枚 受診者数 271人 受診率 81% (受診目安：産後2～3週間)	産婦健診を受けてほしい産婦であっても、本人の都合などで受診しないことがある。	引き続き産婦健診の受診券の交付を受診勧奨を行い、マタニティブルーや産後うつの早期発見に繋げていく。	
4-10	新生児聴覚検査	医療機関において新生児聴覚検査を受診した際にかかる費用の一部を助成します。	医療機関において新生児聴覚検査を受診した際にかかる費用の一部を助成し、聴覚障害の早期発見へつなげる。	受診券発行数 342枚 受診券利用者数 324人 受診率 95.0%	未熟児や疾患を持って生まれた子は受診が遅れる場合がある。	今後も新生児聴覚検査の受診券を交付し、新生児聴覚検査の早期受診勧奨し、受診につなげていく。	

No.	項目	事業内容	令和2年度			令和3年度	担当課
			目的・目標	実績・成果	課題	今後の取組方針	
4-11	がん検診（婦人科）	対象年齢の女性へ検診無料クーポンを配布し、各種がんに対する検診率の向上に努めます。	子宮頸がんは、早期治療を行えばほとんどが治癒することから、早期発見し、早期治療に繋げるために子宮がん検診を実施する。受診率の向上、精検受診率100%に努める。	対象者数 27,971人 受診者数 3,736人 検診率 13.4% →子宮頸がん発見者なし 個別検診は市内3医療機関で実施、集団検診は日曜日に実施。	若年層の受診対策として、21歳の女性に無料クーポンを配布し、受診を勧奨しているが、受診率は低い状況である。	・検診率の向上を図るため、令和2年度同様日曜日にも検診実施する。 ・12月に再推奨はがきを発送する。	健康づくり課
4-12	予防接種の実施	予防接種法に基づき、疾病の流行防止に努めます。また、未接種を減少させるため、健診時等を活用し接種勧奨を行います。	多くの人を感染症から守るため、定期予防接種の接種機会を確保するとともに、一定の接種率の確保を目指す。	個別予防接種完了率 77.1%	予防接種の目的を理解しないで、親の育児方針で子どもに予防接種を受けさせない親がいる。	健診等で母子健康手帳の予防接種歴の確認を行い、未接種ワクチンの接種勧奨を行う。	子ども課 母子係
4-13	子どもの医療費無料化	子育て世帯の負担を軽減するとともに、子どもたちが安心して必要な医療が受けられるよう、医療費の一部負担金を県と市で負担します。	福祉医療対象者が医療機関で早期受診できることで、症状の重症化を防止する。	受給資格者数 6,698人 支給件数 87,181件 扶助費 186,545千円	医療費が無料になることから、時間外受診や重複診療に繋がる場合もある。	早期受診による重症化の防止や子育て世帯の経済的な負担軽減のため、今後も中学卒業までを対象に医療費の助成を行う。	保険年金課
4-14	健康推進員事業	市長より委嘱を受けた健康推進員に様々な保健活動への協力をしてもらい、市民の健康増進を図ります。	健康推進員の任期も2年目になるが、母子の訪問活動がスムーズに実施でき、また地区別活動にも積極的に取り組めるよう支援していく。	委嘱者数 147人 産前訪問数 165件	訪問は妊娠届出時に了承を得ての訪問になるが、一部の妊婦は健康推進員の訪問連絡の時点で不在や拒否が多く、健康推進員の活動目標が達成できないケースがある。	・初産婦には、妊娠届出時に健康推進員活動の周知を強化する ・訪問への実施内容についての見直しを図る。 ・新型コロナウイルス感染症予防対策を行い、訪問や健診協力を実施する。	子ども課 母子係
4-15	健康教育の推進	健康教育に対し、教育方針への明示や校長会議・教頭会議・学校訪問・文書等で指導を行うとともに、児童の心身の健康増進を図ります。	学校医・学校歯科医等の関係者からの助言を得ながら、新型コロナウイルス感染症対策を施し、校内における健康教育を推進していく。	校長会議 6回 副校長・教頭会議 6回 感染症物品配布時に学校担当者から保険等に関する聞き取り→随時	感染症対策に教員の働き方改革も関わって、実施の中止や実施方法の変更などが行われた事業もあることから、事業本来の目的及び方法の見直しと、令和2年度の事業の評価を令和3年度以降の実施に反映していくこと。	感染症による影響を考慮しつつ、安全に健康教育の実施ができるように、各学校の教育環境を整えていくとともに、事業の目的や目標の見直しと設定を行い、適切に健康教育が実施できるようにする。	学校教育課
4-16	子どもの事故予防のための啓発	相談や健診事業を利用して、誤飲・転落・やけど等の事故や乳幼児突然死症候群の予防指導を行い、啓発に努めます。	誤飲・転落・やけど等の事故や乳幼児突然死症候群の予防指導の実施により、啓発を行う。	チラシ発行数 683枚	事故予防のため、健診時などにチラシを配布したり、目に留まる箇所にポスターを掲示したりして啓発を続ける必要がある。	今後も事故予防の啓発活動を実施していく。	子ども課 母子係

5 育児不安の解消、情報の提供対策の充実

No.	項目	事業内容	令和2年度			令和3年度	担当課
			目的・目標	実績・成果	課題	今後の取組方針	
5-1	乳児家庭全戸訪問事業・ 養育支援訪問事業 【再掲3-(4),3-(5)-1】	生後4か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問し、支援が必要な家庭に養育に関する指導・助言を行い、適切な養育環境になるように支援します。	<p>【乳児家庭全戸訪問事業】 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、早期から子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、今後の育児支援に繋げていく。</p> <p>【養育支援訪問事業】 支援の必要なケースの把握に努めるとともに、育児不安の解消や適切な養育環境が維持改善できるよう個別支援の充実を図る。</p>	<p>【乳児家庭全戸訪問事業】 訪問対象者数 346人 訪問実施数 305件 実施率 88.1% (訪問目安：産後1か月)</p> <p>【養育支援訪問事業】 訪問数 142件</p>	<p>【乳児家庭全戸訪問事業】 健康推進員の訪問では、対象者との連絡がとれなかったり、都合が悪かったりして訪問できないケースがあった。特に支援が必要な母子については、頻回の訪問が必要となる。</p> <p>【養育支援訪問事業】 妊娠届出の情報から支援が必要な妊婦（特定妊婦）には、精神疾患や経済的な問題等複雑な場合があり、関係機関との連携や頻回の訪問等が必要と思われる事例がみられる。</p>	<p>【乳児家庭全戸訪問事業】 今後も継続して、妊娠届出時の情報から、特に支援が必要な母子を把握し、早期の訪問につなげ、必要時関係機関とも連携を図りながら支援していく。</p> <p>・健康推進員の訪問についても妊娠届出時に対象者に案内を続けていく。</p> <p>【養育支援訪問事業】 妊娠届出の情報から支援が必要な妊婦（特定妊婦）等には、今後も早期から関わりを持ち、関係機関と連携を図りながら支援を行っていく。</p>	子ども課 母子 保健係
5-2	子育て支援センター事業 【再掲 3-(2)】	子育て親子の交流の場として、相談室、プレイルームを備え、子育てに関する相談や情報提供を行います。また、親同士の自主的なサークル活動なども支援します。	支援センターを身近に利用できるよう、子育て相談、サークル活動に対する支援や情報提供など、地域の子育て親子の育児支援を行う。	<p>事業所数 14か所 延べ利用者数 14,156人</p> <p>新型コロナウイルス感染症予防対策を講じながら、子育て親子の交流や育児支援を実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用人数に対する規定がないので、施設によって利用人数に偏りがある。また、規定がある部分に関しても、なし崩しになっている面が見受けられる。 ・新型コロナウイルス感染症予防対策を講じた事業の実施が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインなどの規定や説明会を開催し、事業者との意思疎通を図る。 ・新型コロナウイルス感染症予防対策として、引き続き消毒（手指、おもちゃ等）や検温、マスク着用、人数制限、換気等を徹底して行う。 	
5-3	幼稚園・認定こども園での相談事業	在籍している幼児の保護者からの相談を受け付けます。また、保護者同士や先生との情報交換の促進を図ります。	保育園等に在籍している児童の保護者から、園生活の中で不安なことや困っていることを中心に、電話や窓口で対応し、保護者の同意のうえで園と情報交換を図る。	新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせが多く、休園時の対応や保育料還付など多岐にわたる内容に対応。	様々な内容の問い合わせが多く、臨機応変な対応をとる必要がある。	今後も電話や窓口での相談について、可能な限り迅速に対応していく。	子ども課 児童 福祉係
5-4	幼稚園・保育園・認定こども園等への訪問相談事業	各種健診後の保育士・幼稚園教諭等への相談・指導の実施をします。園での日頃の行動を観察し、必要に応じて保育士・幼稚園教諭等及び保護者と相談をして問題改善をします。	各園の保育士や幼稚園教諭等への相談・指導の実施を行い、園での日頃の行動を観察し、必要に応じて保育士や幼稚園教諭、保護者と相談をして問題改善を行う。	延べ訪問件数 350件	新型コロナウイルス感染症対策に留意して園訪問を行ったため、前年度を比較し訪問件数は削減した。感染症対策下での訪問の方法を検討する必要がある。	必要に応じ、新型コロナウイルス感染症対策に留意して継続する。	子ども課 母子 保健係

No.	項目	事業内容	令和2年度			令和3年度	担当課
			目的・目標	実績・成果	課題	今後の取組方針	
5-5	子育て電話相談事業 (子育て110番)	育児相談専用電話で保健師・助産師が緊急的な相談に電話対応します。	相談者のニーズに答えるとともに、早急に対応が必要とされるケースの支援を確実に行う。	◆相談電話件数◆ 一般 823件 子育て110番 28件	子育て電話相談事業の相談内容は、様々な分野の内容であり、相談者の性別・年齢も多岐にわたるため、相談を受けるスタッフの資質の向上が必要となる。	適切に相談に対応できるよう、スタッフは研修等で自己研鑽に心がける。	子ども課 母子 保健係
5-6	家庭児童相談事業	家庭児童相談員等による相談を行います。児童虐待等、家庭での問題が発生しないよう、関係機関との連携を図り対応を実施していきます。	家庭における児童の適正な養育・家庭児童福祉に関する専門的相談を実施する。	◆相談電話件数◆ 健診後 32件 虐待・DV 10件	問題を解決するために時間がかかるケースが増えてきている。	・健診の場を活用し、相談を継続していく。 ・問題解決のため、関係機関と連携し、相談者の置かれている環境にあった支援方法を検討していく。	
5-7	育児相談事業 【再掲4-3】	育児全般に関する相談を毎月実施します。定期的開催することにより、子どもの成長確認をできる場として育児に関する不安を解消していきます。	育児全般に関する相談を定期的開催し、子どもの成長を確認し、育児に関する不安を解消していく。	延べ相談利用数 125件 (新型コロナウイルス対策として、予約制で対応。毎月実施)	・育児不安が強い場合には、継続的に対応していく必要がある。 ・内容によってはその場で解決できないこともあり、別の時間帯での対応が求められることもある。	・今後も密を避け、可能な限り円滑な対応ができるよう、予約制にて実施していく。 ・継続的に子どもの成長を見たり、育児不安の解消をしていけるよう対応を続けていく。	子ども課 母子 保健係
5-8	栄養相談事業 【再掲4-4】	離乳食教室や1歳児健診等で、栄養士による指導・相談を実施します。年代に応じた指導内容とし、離乳食の調理実習や歯科衛生士による虫歯予防など幅広く活動します。	前期離乳食教室・後期離乳食教室等で栄養指導や相談対応を行い、妊娠期から乳幼児期の望ましい食事について伝えていく。	◆教室開講数◆ 前期離乳食教室 11回 後期離乳食教室 11回 ◆教室受講者数◆ 前期離乳食教室 119組 後期離乳食教室 50組 (新型コロナウイルス感染予防として試食を中止)	後期離乳食教室については試食が中止されていること、前期離乳食教室と内容が重なるところもあり、参加者数が少なくなっている。	令和3年度から前期離乳食教室と後期離乳食教室を「離乳食教室」としてまとめて行う。	
5-9	産後ケア事業	母親が安心して育児ができるよう、病院において助産師による授乳指導や育児相談等の専門的なサービスの提供を行います。	病院において、助産師による授乳指導や育児相談等の専門的なサービスの提供を行い、母親が安心して育児ができるよう支援する。	延べ利用者数 1人	・委託先との日程調整がスムーズにいかず、利用数が伸びなかった。 ・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、利用が難しくなった。	委託先に産後ケア事業の必要性を伝え、日程調整を行っていき、可能な限り利用数が伸びるように努める。	
5-10	子育て応援券交付事業	ファミリー・サポート・センター、ヘルパー派遣、一時保育、タクシー利用等に利用できるサービス券（応援券）を配布し、保護者の子育て支援を行います。	育児による不安感の解消と負担軽減を図り、子育て家庭が安心して育児ができるよう、子育て応援券を活用してもらう。	交付件数 158件 延べ利用者数 41人 延べ利用枚数 226枚	応援券を交付しても利用しない人が多い。	今後も継続して、交付時に利用方法の周知を行う。	

No.	項目	事業内容	令和2年度			令和3年度	担当課
			目的・目標	実績・成果	課題	今後の取組方針	
5-11	にじの家相談事業	「にじの家」において、不登校等の自立支援に関する相談を行います。学校や子ども課と連携し、気軽に相談できる環境を整えています。	学校生活になじめない児童生徒に対し、一定の期間、適応への指導・援助並びに教育相談を行い、学習の補充や学校への復帰を支援することで、不登校の回復及び社会的自立を促す。	<p>延べ利用者数 8人</p> <p>→早期支援による学校復帰、家庭との同一步調による指導での改善効果があった</p>	<ul style="list-style-type: none"> 生活の乱れや環境への不安により、小学生の利用増 学校との連携による、完全不登校者へのアプローチ 悩みを抱えた児童生徒及び保護者とのカウンセリングの設定 個に応じた学習支援及び人間関係づくりへの支援 	<ul style="list-style-type: none"> 学校、家庭と連携を密にし、情報の共有による同一步調の指導、支援 悩みを抱えた児童生徒の通室や保護者のカウンセリングへの支援 コミュニケーションを通じた自己有用感を高める学習、体験活動を実施 	学校教育課
5-12	児童館での相談事業	児童館の来館者からの相談に随時応じます。また、子育て世帯を対象とした育児講演会を実施します。	来館者からの相談に随時応じ。子育て世帯を対象とした育児講演会を実施します。	<p>相談件数 23件</p> <p>育児講演会 0回</p> <p>※新型コロナウイルスの影響により全4回中止</p>	<ul style="list-style-type: none"> 専門的な相談も対応が可能なので、保護者の参加の呼びかけを積極的に勧めていく。 保護者に寄り添い、できる限りきめ細やかな対応を行っていく。 	継続して相談支援や情報提供を行っていく。	子ども課 母子保健係
5-13	家庭(女性)総合相談事業(不妊治療費補助事業)	不妊に関する相談を実施します。また、不妊治療を受けている夫婦の治療費の一部補助を行います。	不妊治療を受けている夫婦の経済的、精神的負担の軽減のため、治療費の一部を補助する。	<p>不妊治療申請数 54件</p> <p>不育症申請数 0件</p> <p>事業費 4,603千円</p>	新型コロナウイルス感染症による影響なのか、例年と比較して申請件数が減少した。	今後も不妊治療を受けている夫婦の経済的、精神的負担の軽減のため、治療費の一部補助を継続していく。	
5-14	各種PR事業	各種子育て支援サービスについて市の広報、ホームページで情報提供を行います。各サービスを積極的に活用していただけるよう、健診時や窓口等で呼びかけを実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ファミリー・サポート・センター事業や学童保育所の利用案内等を広報誌に掲載する。 翌年度4月入所の情報は、広報掲載に合わせてHPを更新する。また、健診や窓口に来た方には、入所等の相談を受け付けたり、その他子育て支援サービスについても案内する。 	<ul style="list-style-type: none"> ファミリー・サポート・センター事業や学童保育所の利用案内等をHPや広報誌に掲載。 保育所等入所募集や子育て支援サービスなどの案内をHPや広報誌に掲載。 	<ul style="list-style-type: none"> HPは最新の情報を掲載するため、定期的に更新するための情報収集が必要となる。広報誌では、紙面が限られているため、最小限の情報提供しかできない。 情報が目に入りやすいように改善していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 継続してファミリー・サポート・センター事業や学童保育所の利用案内等を広報誌に掲載する。 今後も継続して保育所等入所募集や子育て支援サービスなどの案内をHPや広報誌に掲載していく。 	子ども課
5-15	利用者支援事業【再掲3-(1)】	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。	子育て世代包括センター（母子保健型）の周知を進めるとともに、妊娠期～子育て期まで切れ目ない支援を行っていく。	<p>実施箇所 1か所</p> <p>関係機関との連携を図り、継続支援が必要な妊婦に対し、妊娠期から子育て期の支援を実施（妊婦支援計画書など作成）</p>	若年夫婦やDV被害を受けている妊婦など、妊娠期から支援を必要とするケースの増加がみられる。	子育て世代包括支援センターがさらに効率的に活動できるよう関係機関との連携をしながら、支援を行っていく。	子ども課 母子保健係

No.	項目	事業内容	令和2年度			令和3年度	担当課
			目的・目標	実績・成果	課題	今後の取組方針	
5-16	第3子以降保育料無料化事業	第3子以降の特定教育・保育施設を利用する際の保育料に対する補助を行います。	多子世帯のさらなる支援を図るため、第3子以降の3号認定子ども（満3歳未満の保育を必要とする子ども）の保育料を無料化することで、経済的負担の軽減を図る。	対象者数 149人 認定者数 136人 （市税滞納などの理由で認定却下になった対象者は13人）	令和元年10月より開始した「幼児教育・保育の無償化」により、本事業の対象は3歳未満の子どもに限定されたが、保護者の経済的負担軽減のため、事業を継続していく必要がある。	今後も事業を継続し、多子世帯の経済的負担軽減を図り、少子化対策に繋げていく。	子ども課 児童 福祉係
5-17	第3子以降副食費補助事業	第3子以降の保育認定児（2号）に対し、副食費の補助を行います。	多子世帯のさらなる支援を図るため、第3子以降の2号認定子ども（満3歳以上の保育を必要とする子ども）の副食費について、経済的負担の軽減を図るため補助を行う。	年間延べ認定者数 1,605人	「幼児教育・保育の無償化」に伴う制度改正より、新たな負担が発生する第3子以降（国基準）の2号認定子どもへの補助であり、現在、2号認定子どもに限定されている。	公平性や事業効果の観点から、事業の進捗状況により、現状維持、補助拡充、廃止を含め検討を行う必要がある。	
5-18	赤ちゃんの駅認定事業	市内の公共施設や民間施設等において、乳幼児への授乳やおむつ替え等ができる施設を「藤岡市赤ちゃんの駅」として認定することにより、子育て世帯の外出支援を行います。	市民に「赤ちゃんの駅」を周知する。	保健センターに設置しているが、「赤ちゃんの駅」としての認定申請なし	市民や市内事業所に「赤ちゃんの駅」が知られていないことにより、認定申請がないと思われる。	市民や市内事業所に「赤ちゃんの駅」のPRを行っていく。	子ども課 子ども 家庭 支援係
5-19	移動式赤ちゃんの駅貸出事業	市内で開催されるイベントや行事において、移動式赤ちゃんの駅の貸出しを行い、乳幼児への授乳やおむつ替えを行うスペースを確保することにより、子育て世帯の外出支援を行います。	市内で開催されるイベントや行事において、移動式赤ちゃんの駅の貸出しを行い、乳幼児への授乳やおむつ替え等を行うスペースを確保する。	貸出申請なし ※新型コロナウイルス感染症のためイベントや行事が中止となったため	市内で開催されるイベントや行事において、移動式赤ちゃんの駅の貸出しを行い、乳幼児への授乳やおむつ替えを行うスペースを確保する。	「赤ちゃんの駅」のPRとともに、イベントや行事の時には移動式赤ちゃんの駅貸出事業を知ってもらうようPRを図っていく。	

6 支援が必要な子どもと家庭への支援の推進

(1) 児童虐待防止対策の充実

No.	項目	事業内容	令和2年度			令和3年度	担当課
			目的・目標	実績・成果	課題	今後の取組方針	
6-(1)-1	要保護児童対策地域協議会	児童虐待の禁止・予防・早期発見・対応などを図るため、地域の関係機関・団体の代表者で構成される要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関が連携を深めながら児童虐待防止対策を強化します。	地域の関係機関・団体の代表者で構成される要保護児童対策地域協議会開催し、関係機関と連携を図りながら児童虐待防止対策を強化する。	会議開催数 <内訳> 協議会 1回 実務者 3回 ケース 36回	ケース内容の複雑化や件数の増加に伴い、より適切な連携の在り方について検討していく必要がある。	継続して地域の関係機関・団体の代表者で構成される要保護児童対策地域協議会開催し、関係機関と連携を図りながら児童虐待防止対策を強化していく。	子ども課 子ども家庭支援係
6-(1)-2	乳児家庭全戸訪問事業・ 養育支援訪問事業 【再掲3-(4),3-(5)-1】	生後4か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問し、支援が必要な家庭に養育に関する指導・助言を行い、適切な養育環境になるように支援します。	【乳児家庭全戸訪問事業】 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、早期から子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、今後の育児支援に繋げていく。 【養育支援訪問事業】 支援の必要なケースの把握に努めるとともに、育児不安の解消や適切な養育環境が維持改善できるよう個別支援の充実を図る。	【乳児家庭全戸訪問事業】 訪問対象者数 346人 訪問実施数 305件 実施率 88.1% (訪問目安：産後1か月) 【養育支援訪問事業】 訪問数 142件	【乳児家庭全戸訪問事業】 健康推進員の訪問では、対象者との連絡がとれなかったり、都合が悪かったりして訪問できないケースがあった。特に支援が必要な母子については、頻回の訪問が必要となる。 【養育支援訪問事業】 妊娠届出の情報から支援が必要な妊婦（特定妊婦）には、精神疾患や経済的な問題等複雑な場合があり、関係機関との連携や頻回の訪問等が必要と思われる事例がみられる。	【乳児家庭全戸訪問事業】 ・今後も継続して、妊娠届出時の情報から、特に支援が必要な母子を把握し、早期の訪問につなげ、必要時関係機関とも連携を図りながら支援していく。 ・健康推進員の訪問についても妊娠届出時に対象者に案内を続けていく。 【養育支援訪問事業】 妊娠届出の情報から支援が必要な妊婦（特定妊婦）等には、今後も早期から関わりを持ち、関係機関と連携を図りながら支援を行っていく。	
6-(1)-3	家庭児童相談事業 【再掲5-6】	家庭児童相談員等による相談を行います。児童虐待等、家庭での問題が発生しないよう、関係機関との連携を図り対応を実施していきます。	家庭における児童の適正な養育・家庭児童福祉に関する専門的相談を実施する。	◆相談電話件数◆ 健診後 32件 虐待・DV 10件	問題を解決するために時間がかかるケースが増えてきている。	・健診の場を活用し、相談を継続していく。 ・問題解決のため、関係機関と連携し、相談者の置かれている環境にあった支援方法を検討していく。	子ども課 母子保健係
6-(1)-4	育児相談事業 【再掲4-3】	育児全般に関する相談を毎月実施します。定期的開催することにより、子どもの成長確認をできる場として育児に関する不安を解消していきます。	育児全般に関する相談を定期的に開催し、子どもの成長を確認し、育児に関する不安を解消していく。	延べ相談利用数 125件 (新型コロナウイルス対策として、予約制で対応。毎月実施)	・育児不安が強い場合には、継続的に対応していく必要がある。 ・内容によってはその場で解決できないこともあり、別の時間帯での対応が求められることもある。	・今後も密を避け、可能な限り円滑な対応ができるよう、予約制にて実施していく。 ・継続的に子どもの成長を見たり、育児不安の解消をしていけるよう対応を続けていく。	
6-(1)-5	子育て電話相談事業 (子育て110番) 【再掲5-5】	育児相談専用電話で保健師・助産師が緊急的な相談に電話対応します。	相談者のニーズに答えるとともに、早急に対応が必要とされるケースの支援を確実に行う。	◆相談電話件数◆ 一般 823件 子育て110番 28件	子育て電話相談事業の相談内容は、様々な分野の内容であり、相談者の性別・年齢も多岐にわたるため、相談を受けるスタッフの資質の向上が必要となる。	適切に相談に対応できるよう、スタッフは研修等で自己研鑽に心がける。	

(2) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

No.	項目	事業内容	令和2年度			令和3年度	担当課
			目的・目標	実績・成果	課題	今後の取組方針	
6-(2)-1	母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付	母子家庭の母又は父が資格取得などにより安定した仕事に就くことができるよう教育訓練費を給付します。受講料の20%（上限10万円）	母子家庭の母又は父子家庭の父が、資格取得などにより安定した仕事に就くことができるよう教育訓練費を給付する。	相談件数 11件	対象者が雇用保険非適用者であり、利用者は少数である。児童扶養手当の相談時に制度の周知をし、資格取得を目指して今後の生活向上に活かしていく。	継続して母子家庭の母又は父子家庭の父が、資格取得などにより安定した仕事に就くことができるよう教育訓練費を給付する。	子ども課 子ども家庭支援係
6-(2)-2	母子家庭及び父子家庭高等技能訓練促進費	母子家庭の母又は父子家庭の父が就職の際に有利で生活の安定に役立つ資格の取得を促進するための養成訓練のうち一定期間について支給します。課税者月額7万5千円。非課税者月額10万。	母子家庭の母又は父子家庭の父が就職の際に有利で生活の安定に役立つ資格の取得を促進するための養成訓練のうち一定期間について支給する。	◆支給者数 8名 →3名が卒業し、正職員として勤務 ◆子育て就職面接会 保育園等に在籍している児童の保護者から、園生活の中で不安なことや困っていることを中心に、電話や窓口で対応し、保護者の同意のうえで園と情報交換を図る。 (ハローワークと合同) →新型コロナウイルスのため中止	資格取得をし、ひとり家庭の厳しい雇用環境から資格を活かした仕事に就いて生活向上を目指す。	継続して母子家庭の母又は父子家庭の父が就職の際に有利で生活の安定に役立つ資格の取得を促進するための養成訓練のうち一定期間について支給する。	
6-(2)-3	児童扶養手当の支給	主に離婚した母子・父子家庭の母親・父親に対して手当を支給します。	離婚した母子・父子家庭の母親・父親に対して手当を支給する。	認定者数 524名 ◆支給件数◆ 全部支給 242件 一部支給 215件	・支給対象者の未就業者の対策 ・不正受給者への対応強化	継続して離婚した母子・父子家庭の母親・父親に対して手当を支給する。	
6-(2)-4	ひとり親家庭等医療費の助成	18歳未満（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者を含む）の子どもを持つひとり親家庭の保護者・子どもの医療費を助成します。	福祉医療対象者が医療機関で早期受診できることで、病状の重症化を防止する。	◆母子家庭◆ 受給資格者数 1,556人 支給件数 17,120件 助成額 46,986千円 ◆父子家庭◆ 受給資格者数 168人 支給件数 1,020件 助成額 3,576千円	医療費が無料になることから、時間外受診や重複診療に繋がる場合もある。	早期受診による重症化の防止やひとり親家庭等の経済的な負担軽減のため、今後もひとり親家庭等を対象に医療費の助成を行う。	保険年金課
6-(2)-5	交通遺児手当の支給	交通遺児手当の支給、遺児の健全な育成を図ることを目的として、交通遺児等の保護者に対し、手当を支給します。	交通遺児手当の支給、遺児の健全な育成を図ることを目的として、交通遺児等の保護者に対し、手当を支給する。	支給者数 2名	市広報への掲載や児童扶養手当の現況届などの機会を捉え、制度のさらなる周知を行う必要がある。	継続して交通遺児手当の支給、遺児の健全な育成を図ることを目的として、交通遺児等の保護者に対し、手当を支給する。	子ども課 子ども家庭支援係

(3) 障害児施策の充実等

No.	項目	事業内容	令和2年度			令和3年度	担当課
			目的・目標	実績・成果	課題	今後の取組方針	
6-(3)-1	児童発達支援	0歳から小学校入学前の未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。	児童発達支援を必要とする未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を継続して行う。	事業所数 2か所 定員 25人 支給決定者数 42人 →市外の事業所の利用により、希望に応じたサービスが概ねできている	児童発達支援を必要とする未就学児に対し、事業所数が少ない状況である。今後、利用が増加すると、希望に応じた支援が難しい状況が出てくることも考えられる。	心身に遅れのある未就学児の早期療育の場を提供し、児童発達支援センターなどの市内の体制整備の向上に取り組み、児童発達支援を必要とする児の支援を継続して行う。	福祉課
6-(3)-2	放課後等デイサービス	小学校から高校生までの障害児が、放課後や夏休み等の長期休暇において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。	放課後等デイサービスを必要とする児童が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりの支援を推進する。(継続)	事業所数 10か所 定員 105人 支給決定者数 110人 →市外の事業所の利用により、希望に応じたサービスが概ねできている	放課後等デイサービスを利用する児童数は増加傾向にあるが、同時にサービスを提供する事業者の参入も市内では多く、事業者の支援体制の向上が求められる。	障害のある児童の早期療育の重要性、障害特性の理解を深め、障害のある児童の支援充実を図る。	
6-(3)-3	保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害児に対して、保育所等訪問支援事業所の指導員や保育士が保育所等を訪問し、障害児や保育所などのスタッフに対し、障害児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。	保育所利用中の障害児に対して、指導員や保育士が保育所等を訪問し、障害児や保育所などのスタッフに対し、障害児が集団生活に適応するための専門的な支援を行う。(継続)	事業所数 1か所 支給決定者数 79人 →支給決定を迅速に行い、利用実績は増加傾向にある	支給決定者数に対して、利用が少ない状況にある。また、障害や発達に心配な児童の存在を早期に発見し、療育に繋げる。	事業者や利用者等の制度理解の向上を促すとともに、保育所等訪問支援の活用を図り、早期発見、早期療育支援を行う。	
6-(3)-4	医療型児童発達支援	0歳から小学校入学前の未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体状況により、治療もを行います。	現在のところ実施予定はなし	サービス利用実績なし (県内での実施なし)	医療型児童発達支援事業所は、障害のある児童へ医療と療育を実施するもので、医療の専門性などにより、今後も市内に事業所が開設されることは難しい状況と思われる。	県内に医療型児童発達支援事業所が存在しないため、相談支援事業所と連携し、他の支援を組み合わせるなどして、当該児が利用できる支援を確保していく。	
6-(3)-5	居宅訪問型児童発達支援	重度障害等により外出が困難な障害のある子どもの居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。	現在のところ実施予定はなし	サービス利用実績なし (県内での実施なし)	外出することが著しく困難な障害児を対象に、医療と療育を実施するもので、医療の専門性などにより、今後も市内に事業所が開設されることは難しい状況と思われる。	相談支援事業所と連携し、他の支援を組み合わせるなどして、当該児が利用できる支援を確保していく。	

No.	項目	事業内容	令和2年度			令和3年度	担当課
			目的・目標	実績・成果	課題	今後の取組方針	
6-(3)-6	児童入所支援	日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行います。福祉型と医療型があります。	現在のところ実施予定はなし	児童相談所の判断により適切な措置が行われた。 (県の所管のため、実績等は把握していない)	児童相談所の判断により適切な措置が行われているが、地域での受け皿がなく円滑な地域移行が難しい状況にある。	児童相談所の判断により措置される。退所後の支援については、児童相談所、市町村、相談支援事業所、サービス提供事業所等の関係機関で連携して地域移行ができるよう支援していく。	福祉課
6-(3)-7	障害児相談支援	障害児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間モニタリングを行う等の支援を行います。	障害児が障害児通所支援を利用する前に障害児利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間モニタリングを行う等の支援を行う。（継続）	事業所数 4か所 支給決定者数 154人 →当該児にあった計画書やモニタリングを実施	市内では4か所の事業所でサービス利用計画の作成が可能であるが、件数の増加に対して人員が不足しており、作成までに期間を要する状況にある。	・支援のニーズの高まり、相談内容の多様化に対して、支援の質の向上が求められるため、研究会などの参加を事業者へ促し、向上を図る。 ・事業者へ事業体制強化の働きかけを行い、支援の充実を図る。	
6-(3)-8	コーディネーター派遣	医療的ケア児に関わる多分野にわたる機関の支援調整を行います。	医療的ケア児に関わる多分野にわたる機関の支援調整を行う。（継続）	事業所数 3か所 コーディネーター養成者数 4人 →新たに1人の医療的ケア児等コーディネーターの養成を行うことができた。	医療的ケア児が抱える問題は多分野にわたっており、保険、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整することが求められる。対応できる民間の人材も限られている。	医療的ケア児等コーディネーター養成を希望する人材を募ると共に、市内の相談支援事業所に対して医療的ケア児の支援ニーズの高まりとコーディネーターの必要性について周知していく。	
6-(3)-9	言葉の相談・指導	通級指導教室で就学前の幼児について、言葉や発達面の相談にのったり、個別指導を行います。	3歳児健診後の幼児で、言葉や構音の指導や発達面に問題のある児とその保護者に対し、個別に指導を行い、言葉や心身の発達、育児不安の解消を目指す。また、就学に向けての支援を個別で行うことで、育児不安を和らげ、就学に向けての継続支援を目的とする。	◆対象児童数◆ 年長児 25人 年中児 24人 ◆延べ指導件数◆ 年長児 226回 年中児 152回	発達面での指導を必要とする児の増加や、言語の指導が必要な児の増加により、早生まれの児や、5歳児健診後の利用希望に対応しきれないことがあり、対象児の選定や継続指導中の児の評価の在り方を検討する必要がある。	今後も継続的な支援を行う。	子ども課 母子 保健係
6-(3)-10	障害児親子すこやか教室	障害を持った子どもの保護者を対象に、専門職による学習会を定期的に実施し、保護者の交流・情報交換を行い、相談に応じています。	障害を持った子どもの保護者の関心が高い、就学について学習会や、保護者の交流・情報交換を行う。	開催数 2回 延べ参加者数 21組	福祉、保健、医療、教育の連携が必要となる。	関係機関と連携を図り、障害を持った子どもの保護者を支援していく。	
6-(3)-11	特別児童扶養手当の支給	心身に障害のある20歳未満の福祉増進のため、手当の支給をします。	心身に障害のある20歳未満の児童に対し、福祉増進のため、手当の支給する。	対象者数 84人 受給者数 83人 支給停止者数 11人	市広報への掲載や児童扶養手当の現況届などの機会を捉え、制度のさらなる周知を行う必要がある。	継続して心身に障害のある20歳未満の児童に対し、福祉増進のため、手当の支給する。	子ども課 子ども 家庭 支援係

No.	項目	事業内容	令和2年度			令和3年度	担当課
			目的・目標	実績・成果	課題	今後の取組方針	
6-(3)-12	教員の資質向上による教育支援	教員の資質向上を図ることにより児童・生徒への教育の質を高めます。	教員の資質向上を図る。	研修開催数 8回 計画訪問実施数 16回 →計画訪問や要請訪問における授業研究会にて教師の授業力、リモート研修にて教師のICTを活用した指導力を向上。	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍の中で、計画的な学校訪問や集合研修の実施が難しい状況。 ・計画訪問や要請訪問における授業研究会について、さらに改善を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業研究会で話し合ったことが、授業ですぐに生かせるような工夫を講じていく。 ・遠隔によるリモート研修や少人数による集合研修を、内容を精選しながら実施していく。 	学校教育課
6-(3)-13	保育園や放課後児童クラブでの障害児の受入れ【保育・教育施設】	障害をもった子ども、健常児と一緒に過ごせる地域を目指して実施します。	障害児と健常児と一緒に過ごせる環境づくりを図るため、障害児を受け入れる施設に配慮し、手厚い保育環境を整備するための補助を行う。	対象施設数 16園 対象児童数 43人	軽度障害児の判定数が増加傾向にある。また、特別な配慮が必要な児童の対象者数が増加傾向にあり、判定するのに時間を要する。	今後も継続して、障害のある児童を受け入れている施設へ、処遇向上のための保育士の加配、設備の整備等の補助を行い、障害児保育の推進を図っていく。	子ども課 児童福祉係
6-(3)-14	保育園や放課後児童クラブでの障害児の受入れ【放課後児童クラブ】	障害をもった子ども、健常児と一緒に過ごせる地域を目指して実施します。	障害をもった子ども、健常児と一緒に過ごせる地域を目指して実施する。	受入れ箇所数(学童) 12か所 延べ利用者数 130人	<ul style="list-style-type: none"> ・学童保育所で障害児の受入れを行うには、指導員の確保や施設改修が伴うケースもある。 ・入所判断に関しては、各施設判断のため、全施設での実施は難しい。 ・現在、障害の有無は診断書や特別支援学級の在籍証明等で判断しているが、グレーゾーンとなってしまう児童への対応が困難。 	継続して障害をもった子ども、健常児と一緒に過ごせる地域を目指して実施する。	子ども課 子ども家庭支援係

(4) 子どもの貧困対策の推進

No.	項目	事業内容	令和2年度			令和3年度	担当課
			目的・目標	実績・成果	課題	今後の取組方針	
6-(4)-1	就学援助費支給事業	経済的理由により、就学困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し、必要な援助を行います。	憲法第26条、教育基本法第4条、学校教育法第19条に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童及び生徒の保護者に対して、必要な援助を行うことにより、保護者の経済的な負担を軽減するとともに、義務教育の円滑な実施に資する。(継続)	小学校支給者数 222人 中学校支給者数 151人 援助費 20,655千円 →就学援助が必要と認められる家庭に対しての適切な援助を行うことができた	<ul style="list-style-type: none"> ・学校との連携だけでなく、子ども課や福祉課との情報共有がスタンダードになるよう、庁内連携の仕組み化が必要だと感じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・援助が必要な家庭への認定については、都度柔軟に対応する。 ・制度周知が不十分等の手落ちがないよう、周知を徹底し、引き続き適切な援助を行う。 	学校教育課
6-(4)-2	子どもの居場所づくり支援事業補助金	子ども食堂をはじめとする、子どもの居場所づくりを行っている又は開設を希望している団体(学習支援は除く)に対し、事業費や役員費などの運営費や、開設に係る経費(備品購入費)の一部補助を行います。	子ども食堂をはじめとする、子どもの居場所づくりを行っている又は開設を希望している団体(学習支援は除く)に対し、事業費や役員費などの運営費や、開設に係る経費(備品購入費)の一部補助を行う。	実施団体数 1か所 補助額 20万円 月1回開催し、お弁当の持ち帰りなど実施	<ul style="list-style-type: none"> ・新規事業のため、啓発活動を行いつつ、子どもの居場所づくりを行う団体の把握。 ・新たに始める団体に対し、開設に係る経費(備品購入費)の一部補助 	子ども食堂をはじめとして、子どもの居場所づくりを行っている団体等を把握し、補助金の支給を行う。	子ども課 子ども家庭支援係

6-(4)-3	子どもに対する学習・生活支援事業	生活困窮家庭に属する子どもに対し、自らの力で困難を解決し、進路の実現ができるよう無料の学習・生活支援指導を行います。	・基礎学力の向上と生活習慣の形成・改善の支援を図っていく。 ・生活自立相談支援機関及び子ども課と連携し支援していく。	実施箇所数 3か所 延べ利用者数 266人 →生活困窮や家庭環境の事情により、居場所づくりを必要とする子どものフォローアップも実施。	現在の実施箇所は市内公民館であるが、コロナの影響により施設の利用制限や外出自粛のため、支援が行き届かない事態が生じるおそれがある。	・自立相談支援機関及び子ども課と連携し、利用する子どもを開拓する。 ・コロナ禍においても周囲との交流が継続して図れるようリモート学習の有効性も検証する。	福祉課
---------	------------------	------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------	-----

7 働きながら子育てができる環境づくり

No.	項目	事業内容	令和2年度			令和3年度 今後の取組方針	担当課
			目的・目標	実績・成果	課題		
7-1	両立支援のための体制の整備	育児休業制度の普及、パートタイム労働条件の改善のため、事業所等を訪問し、啓発活動を推進します。	育児休業制度の普及、パートタイム労働条件の改善等、仕事と子育てを両立させる環境をつくる。	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発ティッシュを1,000枚作成し、市内小学校及び市有施設等に配布。 ・事業所訪問は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止・パネルの展示及び広報の掲載により、ジェンダー・ギャップの解消を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・固定的な性的役割分担の意識は根強く残っており、育児休業制度やパートタイム労働の制度があっても、実際に取得できる状況にない事業所も多いと推察される。 ・新型コロナウイルス感染症により、雇用の危機にさらされる者、影響を受ける者への支援が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・12/16人権講演会にて啓発パネルを展示 ・2/15号広報の人権コーナー「人権を考える～男だから、女だから、ではない社会へ」と題して啓発記事を掲載。 	地域づくり課
7-2	①再就職セミナーの開催 ②ジョブカフェ・マザーズ出張相談	出産、育児、介護等により職業生活を中断した者に対する再就職希望者のセミナーを実施します。また、広報、リーフレット、ポスター等による情報提供を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ①出産や育児が落ち着き、再就職を検討している女性を対象に、県と共催で就業セミナー及び相談会を開催し、女性の再就職を支援する。 ②事業主体が県であり、令和元年度をもって事業を廃止した。(代替事業なし) 	<ul style="list-style-type: none"> ①「女性のための就職セミナー出張マザーズin藤岡」を開催し、10名申込、7名参加。 →個別相談で悩みの解消、また講師のセミナーにより、再就職に関する知識を得られた。 ②なし。 	<ul style="list-style-type: none"> ①セミナー等で知識を習得したうえで就職活動を行っても、雇用先の理解と配慮が必要なため、雇用主向けのセミナーの開催も検討が必要。 ②出張相談に替わる事業がないため、相談窓口の整備が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ①引き続き県との共催でセミナーと個別相談会を開催していく。 ②代替事業については、当面の間、県の相談窓口（ジョブカフェ・マザーズ）を紹介する。 	商工観光課
7-3	男女共同参画社会実現に向けての啓発活動	男女平等を基本理念とする家庭、職場、地域社会における男女共同参画社会に向けての啓発活動を実施します。	男女平等を基本理念とする家庭、職場、地域社会における男女共同参画社会を実現する。	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生向けリーフレットを660部作成し、配布。 ・啓発用ティッシュを作成し、市内小学校及び市有施設等に配布。 ・12/10開催の人権フェスティバルにおいて、男女共同参画実現に関するパネルを展示。 ・図書館において、男女共同参画に関する企画展を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画社会の実現に向けた意識は、年々広まってきているものの、固定的な性別役割分担意識も根強く残っており、より広く、より多くの市民に対して啓発を実施する必要がある。 ・新型コロナウイルス感染症に起因して大きな打撃を受けている飲食、観光、サービス分野にて雇用者に占める女性の割合が多く、女性がより雇用の危機にさらされることが懸念される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して小学生向けのリーフレット、啓発用ティッシュを作成する。 ・12/16人権講演会にて啓発パネルを展示 ・2/15号広報の人権コーナーにて啓発記事を掲載。 	地域づくり課